

介護老人保健施設「みやぎの郷」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団「南陽会」の開設する介護老人保健施設「みやぎの郷」(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保健施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成11年3月31日厚生省令第37号)第8章及び第10章に定める規定並びに「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)の規定によるもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所(介護予防通所)リハビリテーション、指定短期入所(介護予防短期入所)療養介護のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話、また栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保健施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所(介護予防通所)リハビリテーション

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 指定短期入所（介護予防短期入所）療養介護

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保健施設サービス 短期入所療養介護		通所リハビリテーション		職 務	備 考 (兼務等の 状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管理者 (施設長)	1人		1人		施設・職員及び 業務の管理	医師と兼務
医師	1人		1人		利用者の健康管理	
薬 剤 師		1人 (0.35 人以上)			薬の調剤	
看護職員	10人以上		1人以上		利用者の看護	
介護職員	25人以上		5人以上		利用者の介護	
支援相談員	1人以上		1人以上		利用者家族の 相談援助	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上 1人以上		1人以上		機能回復訓練の 実施	
管理栄養士 又は栄養士	1人以上		1人以上		利用者の栄養管理	
介護支援 専 門 員	1人以上				ケアプランの策定	
調 理 員	9人以上				入所者の食事調理	
事務職員	3人以上 (2.7人)		1人 (0.3人)		事務全般	
その他職員						
合 計	54人以上 (53.7 人以上)	1人 (0.35人 以上)	12人以上 (11.3 人以上)			

() 内は、常勤換算後の員数を記入。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 100名 (内、認知症専門棟 40名)
(指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護含む)
- (2) 指定通所(介護予防通所)リハビリテーション 30名

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事
 - 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
 - 六 レクリエーション、家族との交流
- (2) 指定短期入所(介護予防短期入所)療養介護
前号に定めるサービス
- (3) 指定通所(介護予防通所)リハビリテーション
前号に定めるサービス

(利用料その他の費用)

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算出した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1のとおりとする。

4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(食事の提供)

第 9 条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- | | | | |
|---|----|----|-------|
| 一 | 朝食 | 午前 | 8時から |
| 二 | 昼食 | 午後 | 12時から |
| 三 | 夕食 | 午後 | 6時から |

第5章 営業日及び営業時間

(指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第10条 指定通所(介護予防通所)リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日 から 金曜日 までとする。
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後4時までとする。(送迎時間除く)
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第11条 指定通所(介護予防通所)リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、館山市、南房総市の区域とする。なお、その他の地域は要相談とする。

第7章 サービスの利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第14条 利用者は、施設の清掃、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第17条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第18条 協力病院は、次のとおりとする。

- 一 協力病院名： 医療法人 徳洲会 館山病院
診療科目 内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・外科
整形外科・泌尿器科・脳神経外科・心療内科・精神科・神経内科
リハビリテーション科・放射線科・歯科・歯科口腔外科
所在地： 千葉県館山市北条 520-1

- 二 協力病院名： 医療法人 南陽会 田村病院
診療科目 精神科・心療内科・認知症・内科
所在地： 千葉県館山市館山 183

- 三
協力歯科医療機関名： 医療法人社団涉仁会 佐々木歯科・口腔顎顔面ケアクリニック
所在地： 千葉県館山市下真倉 6 2 6 - 1

(会計区分)

第19条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(身体の拘束等)

第21条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第22条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第23条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の質の確保)

第24条 当施設は、入所者の処遇に直接携わる職員のうち、看護師や介護福祉士等、福祉・医療関係の資格を有しない全ての直接処遇職員に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(ハラスメント対応)

第25条 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。また、職員の就業環境が害されることを防止するため、入所者やその家族等からの著しい迷惑行為の防止について検討し対策を講じるものとする。

(その他)

第26条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団南陽会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、千葉県知事の許可の日（平成 23 年 8 月 3 日）から施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員の変更）

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

（第 8 条第 3 項に規定する別表 1 の一部変更）

この規定は、平成 26 年 9 月 9 日から施行する。

（職員の職種、員数及びサービス定員の変更による第 4 条、第 5 条の変更）

この規定は、平成 28 年 1 月 8 日から施行する。

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション営業日の変更）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（第 8 条第 1 項に規定する割合の変更、同条第 3 項に規定する別表 1 の一部変更及び通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日の変更）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（第 8 条第 3 項に規定する別表 1 の一部変更）

この規程は、令和 6 年 2 月 26 日から施行する。

「第 8 章 その他運営に関する重要事項」に関し以下の追加を行う。

以下の項目の追加：

（第 20 条：衛生管理、第 21 条：身体の拘束等、第 22 条：虐待の防止等、
第 23 条：業務継続計画の策定等、第 24 条：職員の質の確保、
第 25 条：ハラスメント対応）

この規定は、令和 6 年 4 月 24 日から施行する。

第 18 条：協力病院 医療法人 南陽会 田村病院の追加を行う。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

（第 8 条第 3 項に規定する別表 1 の一部変更）